

○財務省告示第二百三号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成二十一年五月十三日に発行した利付国債の発  
行条件等を次のとおり告示する。  
平成二十一年六月九日

財務大臣 与謝野 馨

一 名称及び記 号	二 発行の根拠 の法律及びそ の条項	三 振替法の適 用等	四 発行方法	五 募入決定の
利付国庫債券（二十年）（第八十 一回、第八十二回、第八十三回、 第八十四回、第八十五回、第八 十七回、第九十三回、第九十四 回、第百回、第百二回及び第百 五回）及び利付国庫債券（三十 年）（第一回、第五回、第六回、 第八回、第九回、第十回、第十 一回、第十二回、第十三回、第 十八回、第二十一回、第二十二 回及び第二十九回） 特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）第四十六 条第一項 社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定 の適用を受けるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定す る利回りに応募した者が加算す る数値をいう。次号において同 じ。）を競争に付して行われる入 札による発行のうち利回り格差の小 各申込みのうち	利付国庫債券（二十年）（第八十 一回、第八十二回、第八十三回、 第八十四回、第八十五回、第八 十七回、第九十三回、第九十四 回、第百回、第百二回及び第百 五回）及び利付国庫債券（三十 年）（第一回、第五回、第六回、 第八回、第九回、第十回、第十 一回、第十二回、第十三回、第 十八回、第二十一回、第二十二 回及び第二十九回） 特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）第四十六 条第一項 社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定 の適用を受けるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定す る利回りに応募した者が加算す る数値をいう。次号において同 じ。）を競争に付して行われる入 札による発行のうち利回り格差の小 各申込みのうち	利付国庫債券（二十年）（第八十 一回、第八十二回、第八十三回、 第八十四回、第八十五回、第八 十七回、第九十三回、第九十四 回、第百回、第百二回及び第百 五回）及び利付国庫債券（三十 年）（第一回、第五回、第六回、 第八回、第九回、第十回、第十 一回、第十二回、第十三回、第 十八回、第二十一回、第二十二 回及び第二十九回） 特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）第四十六 条第一項 社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定 の適用を受けるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定す る利回りに応募した者が加算す る数値をいう。次号において同 じ。）を競争に付して行われる入 札による発行のうち利回り格差の小 各申込みのうち	利付国庫債券（二十年）（第八十 一回、第八十二回、第八十三回、 第八十四回、第八十五回、第八 十七回、第九十三回、第九十四 回、第百回、第百二回及び第百 五回）及び利付国庫債券（三十 年）（第一回、第五回、第六回、 第八回、第九回、第十回、第十 一回、第十二回、第十三回、第 十八回、第二十一回、第二十二 回及び第二十九回） 特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）第四十六 条第一項 社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定 の適用を受けるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定す る利回りに応募した者が加算す る数値をいう。次号において同 じ。）を競争に付して行われる入 札による発行のうち利回り格差の小 各申込みのうち	利付国庫債券（二十年）（第八十 一回、第八十二回、第八十三回、 第八十四回、第八十五回、第八 十七回、第九十三回、第九十四 回、第百回、第百二回及び第百 五回）及び利付国庫債券（三十 年）（第一回、第五回、第六回、 第八回、第九回、第十回、第十 一回、第十二回、第十三回、第 十八回、第二十一回、第二十二 回及び第二十九回） 特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）第四十六 条第一項 社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定 の適用を受けるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定す る利回りに応募した者が加算す る数値をいう。次号において同 じ。）を競争に付して行われる入 札による発行のうち利回り格差の小 各申込みのうち





名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額 （額面金額）
（利付） （第二） （百） （回） （第十） （年） （庫） （債） （券）	二・二%	平成二十四年三月二十日	百九十五億円
（利付） （第二） （十） （年） （庫） （債） （券）	二・一%	平成三十三年三月二十九日	二十億円
（利付） （第二） （十） （年） （庫） （債） （券）	二・〇%	平成三十三年三月二十九日	百三十億円
（利付） （第二） （十） （年） （庫） （債） （券）	二・二%	平成三十三年三月二十八日	二十億円
（利付） （第二） （十） （年） （庫） （債） （券）	二・一%	平成三十三年三月二十八日	二十六億円
（利付） （第二） （十） （年） （庫） （債） （券）	二・〇%	平成三十三年三月二十七日	四十五億円
（利付） （第二） （十） （年） （庫） （債） （券）	二・一%	平成三十三年三月二十七日	百二十八億円
（利付） （第二） （十） （年） （庫） （債） （券）	二・一%	平成三十三年三月二十七日	二十億円
（利付） （第二） （十） （年） （庫） （債） （券）	二・〇%	平成三十三年三月二十七日	五十六億円

（別表）

十八 象 国 債 の 利 回 り 支 出  
十九 入 札 参 加 者  
二十 払 込 期 日  
平 成 二 十 一 年 五 月 十 三 日  
財 務 大 臣 か ら 通 知 を 受 け た 者  
日 本 銀 行  
た 各 発 行 対 象 国 債 の 平 均 値 の 単  
利 回 り と す る 。

（（利 第三付 二十年 一）回 ）券	（（利 第三付 十年 八）回 ）券	（（利 第三付 十年 三）回 ）券	（（利 第三付 十年 二）回 ）券	（（利 第三付 十年 一）回 ）券	（（利 第三付 十年 回）回 ）券	（（利 第三付 十年 回）回 ）券	（（利 第三付 十年 回）回 ）券	（（利 第三付 十年 回）回 ）券	（（利 第三付 十年 回）回 ）券	（（利 第三付 十年 回）回 ）券	（（利 第三付 十年 回）回 ）券	（（利 第三付 十年 回）回 ）券
二 ・ 三 %	二 ・ 三 %	二 ・ 〇 %	二 ・ 一 %	一 ・ 七 %	一 ・ 一 %	一 ・ 四 %	一 ・ 八 %	二 ・ 四 %	二 ・ 二 %	二 ・ 八 %	二 ・ 一 %	二 ・ 四 %
十年平 日十成 二四 月十七 二十七	日年平 三三成 月四 二十七	十年平 日十成 二四 月十五	日年平 九成 月四 二十五	日年平 六成 月四 二十五	日年平 三成 月四 二十五	十年平 日十成 二四 月十二 二十四	十年平 日十成 二四 月十二 二十四	十年平 日十成 一四 月十三 二十三	日年平 五成 月四 二十三	日年平 九成 月四 二十一	九平 月成 二四 月十日 年	六平 月成 二四 月十日 年
百 十 億 円	円百 五 十 八 億	四 十 億 円	十 七 億 円	十 億 円	百 二 十 億 円	八 十 一 億 円	三 十 億 円	五 十 億 円	六 十 億 円	三 十 六 億 円	三 十 億 円	七 十 二 億 円

（（利 第三付 二十国 十年庫 九）債 回 券 ）	（（利 第三付 二十国 十年庫 二）債 回 券 ）
二 ・ 四 %	二 ・ 五 %
九平 月成 二五 十十 日年	日年平 三三 月四 二十 十八
十 億 円	三 十 五 億 円